○文部科学省告示第六十六号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、代表者及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月七日

文部科学大臣　松野　博一

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
書写技能基礎講座［楷書編］	文字書写に関する技能並びに知識を教授し、その書写能力及び文字文化に対する意識の向上を図る。	平成三年十二月十二日	財団法人日本習字教育財団	平成二十年六月二十八日の変更（新代表者）甲地　史昌 （旧代表者）原田　博至	（新所在地）東京都千代田区九段北四丁目二番十一号 （旧所在地）東京都千代田区九段南四丁目七番十六号	平成二十年六月二十八日及び平成十六年六月二十八日の変更（代表者の変更） 平成十年十二月十五日（所在地の変更）
書道臨書講座【楷書Ⅰ】	臨書学習を通じて、書の表現力と鑑賞力ならびに書を愛する心情を養い、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成六年一月二十四日				
書道臨書講座【楷書Ⅱ】	臨書学習を通じて、書の表現力と鑑賞力並びに書を愛する心情を養い、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成七年一月十九日				
書写技能基礎講座［行書編］	国民一般に文字書写に関する技能並びに知識を教授し、その書写能力及び文字文化に対する意識の向上を図り、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成十年二月二十五日				

○文部科学省告示第六十七号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月七日

文部科学大臣　松野　博一

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
書写技能基礎講座［楷書編］	文字書写に関する技能並びに知識を教授し、その書写能力及び文字文化に対する意識の向上を図る。	平成三年十二月十二日	公益財団法人日本習字教育財団	甲地　史昌	（新所在地）福岡県福岡市中央区警固一丁目十二番十一号 （旧所在地）東京都千代田区九段北四丁目二番十一号	平成二十八年十月四日
書道臨書講座【楷書Ⅰ】	臨書学習を通じて、書の表現力と鑑賞力ならびに書を愛する心情を養い、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成六年一月二十四日				
書道臨書講座【楷書Ⅱ】	臨書学習を通じて、書の表現力と鑑賞力並びに書を愛する心情を養い、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成七年一月十九日				
書写技能基礎講座［行書編］	国民一般に文字書写に関する技能並びに知識を教授し、その書写能力及び文字文化に対する意識の向上を図り、もって生涯学習の発展に寄与することを目的とする。	平成十年二月二十五日				

○文部科学省告示第六十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定により、実施者の名称及び代表者を変更する旨の届出があったので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月七日

文部科学大臣　松野　博一

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
きもの通信講座一般コース	今日の生活にふさわしい新しい生活教養としての和装の知識と技能を修得させることを目的とする。	昭和三十九年四月一日	（新実施者）学校法人大志学園 （旧実施者）学校法人大塚学院	（新代表者）増田　哲也 （旧代表者）大塚　尚人	東京都新宿区西早稲田二丁目一番二十七号	（実施者の名称の変更）平成二十六年四月一日 （代表者の変更）平成二十五年十月三十一日
きもの通信講座上級コース	高級和装、礼装を主とする各種のきもの、絹布の扱い方および和装コートを中心に和装の高度な技術と知識を修得する。	昭和四十六年十二月七日				